

2011年8月1日
日本郵政株式会社
郵便局株式会社
株式会社ゆうちょ銀行
株式会社かんぽ生命保険

平成23年7月28日からの大雨による災害に対する非常取扱いの実施について

平成23年7月28日から新潟県及び福島県において発生した大雨による被災者の皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。

日本郵政グループでは、上記大雨により被災された皆さまへの非常取扱いを下記のとおり実施しておりますので、お知らせいたします。

なお今後、災害救助法が他の地域に追加適用された場合も同様にお取扱いいたします。

記

- 1 対象地域
別紙1参照
- 2 取扱内容
 - (1) 貯金関係（別紙2参照）
通帳・証書等や印章をなくされた被災者の貯金等の非常取扱い等
 - (2) 保険関係（別紙3参照）
かんぽ生命の保険契約及び簡易生命保険契約に関する保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱い
- 3 取扱郵便局及び取扱店
 - (1) 貯金関係
郵便局^{*}及びゆうちょ銀行各店舗
^{*}簡易郵便局を含みます。（貯金取扱局に限ります。）
 - (2) 保険関係
郵便局^{*}及びかんぽ生命保険各支店
^{*}簡易郵便局を除きます。
- 4 取扱期間
 - (1) 貯金関係
平成23年8月1日(月)から平成23年8月31日(水)まで
 - (2) 保険関係
 - ア 保険料の払込猶予期間の延伸
通常^{*}の払込猶予期間を含めて、最長6か月間延伸いたします。
 - イ 保険金の非常即時払等の非常取扱い
平成23年8月1日(月)から平成23年8月31日(水)まで

| 【報道関係の方のお問い合わせ先】 | 【お客さまのお問い合わせ先】 |
|---|--|
| 郵便局株式会社 経営企画部 渉外室（報道担当） 電話：03-3504-4127（直通） FAX：03-3508-9736 | 郵便局株式会社お客様サービス相談センター 0120-2328-86 携帯電話から 0570-046-666（有料） [受付時間：平日 8:00~22:00 土・日・休日 9:00~22:00] |
| 株式会社ゆうちょ銀行 コーポレートスタッフ部門 広報部（報道担当） 電話：03-3504-4440（直通） FAX：03-3580-6799 | <別紙2 関係> ゆうちょコールセンター 0120-108420 [受付時間：平日 8:30~21:00 土・日・休日 9:00~17:00] 12/31~1/3 |
| 株式会社かんぽ生命保険 広報部 電話：03-3504-4418（直通） FAX：03-3506-0944 | <別紙3 関係> かんぽコールセンター 0120-552950 [受付時間：平日 9:00~21:00 土・日・休日 9:00~17:00 （1月1日から3日を除きます。）] |
| 日本郵政株式会社 広報部（報道担当） 電話：03-3504-4162（直通） FAX：03-3504-0265 | 日本郵政株式会社 総務・人事部 危機管理室 電話：03-3504-4794（直通） [受付時間：平日 9:00~18:00] |

対象地域

| | 対 象 地 域 | |
|-----|---|--|
| 新潟県 | <ul style="list-style-type: none">・新潟市・柏崎市・加茂市・五泉市・南魚沼市・見附市・阿賀野市・東蒲原郡阿賀町 | <ul style="list-style-type: none">・三条市・小千谷市・十日町市・魚沼市・長岡市・上越市・南蒲原郡田上町 |
| 福島県 | <ul style="list-style-type: none">・喜多方市・大沼郡三島町・河沼郡柳津町・南会津郡只見町・南会津郡桧枝岐村 | <ul style="list-style-type: none">・耶麻郡西会津町・河沼郡会津坂下町・大沼郡金山町・南会津郡南会津町 |

通帳・証書等や印章をなくされた被災者の貯金等の非常取扱い等

| | 取 扱 い の 内 容 | 取 扱 期 間 |
|---|--|---|
| 1 | 通帳・証書等や印章をなくされた被災者の方に対する次の取扱い ・ 通常貯金、定額貯金及び定期貯金の払戻し ・ 民営化前に預入された定額郵便貯金、定期郵便貯金及び積立郵便貯金の払戻し ・ 民営化前に預入された定額郵便貯金及び定期郵便貯金を担保とした貸付け ・ 払戻証書による払戻金及び返還金支払通知書による返還金の払渡し ※ おひとりさま 20 万円まで | 平成 23 年 8 月 1 日(月)から 平成 23 年 8 月 31 日(水)まで |
| 2 | ・ 定額貯金の据置期間(6ヶ月)内の払戻し ・ 定期貯金の預入期間内の払戻し ・ 民営化前に預入された定期郵便貯金の預入期間内の払戻し | |
| 3 | 被災により汚れた紙幣の引換え | |
| 4 | 国債を紛失した場合のご相談対応(簡易郵便局を除きます。) | |

かんぽ生命の保険契約及び簡易生命保険契約に関する 保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱い

- 1 保険料の払込猶予期間の延伸
保険料のお払込みを猶予する期間を、通常の払込猶予期間を含めて、最長6か月間延伸いたします。
- 2 保険金の非常即時払等
必要書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

| | 取 扱 種 別 | 取 扱 期 間 |
|---|--|-----------------------------------|
| 1 | 保険金及び未経過保険料の非常即時払 | 平成23年8月1日(月)から 平成23年8月31日(水)まで |
| 2 | 基本契約の解約(解除)の非常取扱い及び基本契約の解約返戻金(還付金)の非常即時払 | |
| 3 | 特約の解約(解除)の非常取扱い及び特約の解約返戻金(還付金)の非常即時払 | |
| 4 | 普通貸付金の非常即時払 | |
| 5 | 保険料の前納払込みの取消しによる保険料の払戻し(還付)の非常取扱い | |
| 6 | 契約者配当金の非常即時払 | |